農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律の概要

趣旨

- 〇 農村地域の高齢化、人口減少等により、地域の共同活動によって支えられて いる多面的機能(国土保全、水源涵養、景観形成等)の発揮に支障。
- 農地集積が進む中で、水路・農道等の管理に係る負担が担い手に集中。

農林水産業・地域の活力創造プラン (平成25年12月10日農林水産業・地域の活力創造本部 決定) において、**日本型直接支払制度の創設、平成27年度からの法制化**が位置付け。

日本型直接支払の効果

- 地域の共同活動等を支援することにより、多面的機能の発揮を促進。
- ・ 担い手に集中した水路・農道等の管理を地域で支えることにより、構造改革 . を後押し。

基本理念

- ① 農業の有する多面的機能が、国民に多くの恵沢をもたらすものであることを踏まえ、その発揮の促進を図る取組に対し、国、都道府県及び市町村が集中的かつ効果的に支援を行うことを旨として、その発揮の促進が図られなければならないこと。
- ② 多面的機能の発揮の促進に当たっては、地域住民による共同活動が、良好な地域社会の維持・形成に重要な役割を果たしてきているとともに、農用地の効率的な利用の促進にも資することに鑑み、当該共同活動による取組の推進が図られなければならないこと。(第2条)

制度の仕組み

- 1. 農林水産大臣による「基本指針」の策定(第4条)
- 2. 都道府県知事による「基本方針」の策定(第5条)
- 3. 市町村による「促進計画」の作成

市町村は、基本方針に即して、農業の有する多面的機能の発揮を促進する事業(日本型直接支払の対象となる取組)の実施を促進する計画を作成(第6条)

4. 農業者団体等による事業計画の作成・実施

農業者の組織する団体等は、3. の事業を実施する計画(事業計画)を作成し、市町村に 認定申請。認定された事業計画に基づき事業を実施(第7条)

<日本型直接支払の対象となる取組> (第3条)

- ① 農地、農業用水等の保全のための地域の共同活動により行われる次の取組 【多面的機能支払の対象】 イ水路、農道、農地法面等の機能を維持するための取組 (農地維持支払の対象)
- ロイの機能を増進するための改良、補修等の取組

(資源向上支払の対象)

② 中山間地域等における農業生産活動の継続を推進する取組

【中山間地域等直接支払の対象】

③ 自然環境の保全に資する農業生産活動を推進する取組

【環境保全型農業直接支援の対象】

- 5. 事業計画の実施に対する措置
- 国、都道府県及び市町村による費用の補助(第9条)
- 農業振興地域の整備に関する法律の特例(第10条、第11条)(農用地区域の設定手続の簡素化、農用地区域からの除外の厳格化)
- 〇 土地改良法の特例(第12条)(都道府県営の土地改良施設における管理委託の特例)

施行期日: 平成27年4月1日(平成26年度は予算措置として実施)

(1) 法に定める基本理念

- 第二条 農業の有する多面的機能は、その発揮により国民に多くの恵沢をもたらすものであり、食料その他の農産物の供給の機能と一体のものとして生ずる極めて重要な機能であることを踏まえ、その適切かつ十分な発揮により、将来にわたって国民がその恵沢を享受することができるよう、農業の有する多面的機能の発揮の促進を図るための取組に対して、国、都道府県及び市町村が相互に連携を図りながら集中的かつ効果的に支援を行うことを旨として、その発揮の促進が図られなければならない。
- 2 農業の有する多面的機能の発揮の促進に当たっては、その発揮に不可欠であり、かつ、地域における貴重な資源である農用地の保全に資する各種の取組が、長年にわたって農業者その他の地域住民による共同活動により営まれ、良好な地域社会の維持及び形成に重要な役割を果たしてきているとともに、農用地の効率的な利用の促進にも資するものであることに鑑み、当該共同活動の実施による各種の取組の推進が図られなければならない。

(2) 法律に基づく制度の仕組み

計画制度

- 1. 農林水産大臣による「<mark>基本指針</mark>」の策定(第4条)
- 2. 都道府県知事による「基本方針」の策定(第5条)
- 3. 市町村による「促進計画」の作成(第6条)
- 4. 農業者団体等による事業計画の作成・実施(第7条)

対象となる取組

- 1. 農地、農業用水等の保全のための地域の共同活動により行われる次の取組 【多面的機能支払】 (第3条第3項第1号)
 - イ 水路、農道、農地法面等の機能を維持するための取組(農地維持支払)
 - ロ イの機能を増進するための改良、補修等の取組(資源向上支払)
- 2. 中山間地域等における農業生産活動の継続を推進する取組【中山間地域等直接支払】
- 3. 自然環境の保全に資する農業生産活動を推進する取組【環境保全型農業直接支払】

事業計画の実施に対する措置

国、都道府県及び市町村による費用の補助(第9条)

1

2. 実施要綱・要領の主な変更点

(1)変更の概要

【全般】

- 法律に基づいた安定的な制度(実施要綱第1の2)
 - ※ 対象活動、対象農用地、交付単価、交付要件等に変更なし

【計画制度】

- 〇 国、都道府県、市町村が、3支払併せて計画を策定(実施要綱別紙3の第2)
- 活動組織が、事業計画書に活動計画書や参加同意書を添付し、事業計画を作成 (実施要綱別紙1の第6、別紙2の第6)

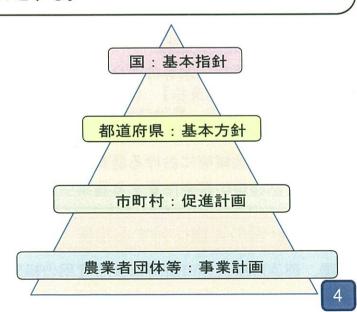
【交付ルート】

回から都道府県、都道府県から市町村、市町村から活動組織に対して交付金を 交付(実施要綱第3、第6)

3

(2)計画制度(全般)

- 実施要綱別紙3の第2 事業の実施
 - 1 法基本方針の策定
 - (1) 本交付金を活用して地域の取組を推進しようとする都道府県知事は、法に基づき農 林水産大臣が定める基本指針に即して、(中略) 法基本方針を策定するものとする。
 - 2 法に基づく促進計画の作成
 - (1) 本交付金を活用して地域の取組を推進しようとする市町村長は、1の法基本方針に 即して、(中略) 促進計画を作成するものとする。
 - 〇 都道府県、市町村は、昨年10月に示したひな形を基に、基本方針、促進計画 を策定
 - 基本方針、促進計画は、事業計画の 早期認定のため、法施行後速やかに制定
 - ※ このため、基本方針の地方農政局等 との仮協議は<u>1月末</u>まで、促進計画の都 道府県との仮協議は2月末までに了

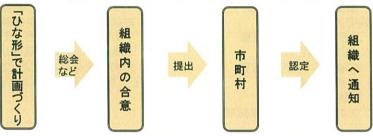


(3)計画制度(事業計画の作成・認定)

- 実施要綱別紙1の第6 対象組織の活動の実施等
 - 1 事業計画

対象組織は、(中略)事業計画書を作成するものとする。

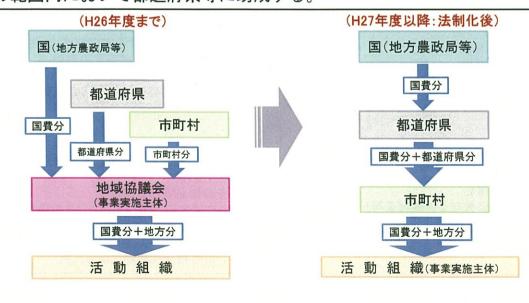
- 4 事業計画の認定
- (1)対象組織の代表者は、農地維持活動に取り組もうとするときは、1に定める事業 計画書と併せて以下を市町村長に提出するものとする。
 - ア 2に定める活動計画書
 - イ (略)
- ウ 活動組織にあっては、別紙6の第3に定める活動組織規約
- 事業計画書はひな形を参考に作成
- 継続地区は、活動内容に変更がなければ、活動計画書や規約等は変更する必要はなし
- 活動計画書、規約等を活用し、事業計画認定を実施。これまでの市町村との協定は不要
- 事業計画は、3月中に作成(4月1日より市町村の認定受付を開始)
- 中山間直払や環境直払に一緒に取り組む場合は、併せて計画を策定することが可能



(4)交付ルート

- 〇 実施要綱第3 実施体制
 - 2 地方公共団体の役割
 - (1) 都道府県知事は、(中略) 本交付金の対象農用地が存する市町村長からの申請に基づき、市町村長に対し本交付金を交付する。
 - (2) 市町村長は、(中略) 対象組織からの申請に基づき、対象組織に対し本交付金を 交付する。
- 〇 実施要綱第6 助成措置

国は、(中略) 本交付金に係る事業を実施するために必要な経費について、毎年度、予算の範囲内において都道府県等に助成する。



6

5

○ 多面的機能支払推進交付金に係る事業内容(要綱別紙3の第1)

	(1)	(2)		3)	(4)	の認定		(6) 広域協定 の認定		(7) 確認事務		(8) 推進·指導				(9) 交付·申請事務				(10)
	法基本 方針の 策定	促進計 画の策 定	設置、連宮		要綱基 本方針 の策定															
			ア	イ		ア	1	ア	イ	ア	1	ア	1	ウ	I	ア	1	ゥ	I	
都道 府県	0		0	0	0							0	0	0	0			0	0	0
市町村		0				0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0			0
推進組織						0		0		0		0	0	0	0	0		0		0

◎:推進交付金の対象となる 〇:要綱基本方針に位置付ければ対象となる

事業内容の詳細

- (1) 法基本方針の策定
- (2) 促進計画の策定
- (3)ア 第三者委員会の設置 イ 第三者委員会の運営
- (4) 要綱基本方針の策定
- (5)ア 事業計画の審査、指導 イ 事業計画の認定
- (6)ア 広域協定の審査、指導
 - イ 広域協定の認定
- (7)ア 実施状況の確認
 - イ アの結果を都道府県知事へ報告

- (8)ア 活動組織等への説明会
 - イ 活動に関する指導、助言
 - ウ 推進に関する手引きの作成
 - エ 対象組織を支援する組織への支援
- (9)ア 対象組織からの申請書等の審査
 - イ アの審査結果の確認、交付金の交付
 - ウ 市町村からの申請書等の審査
 - エ ウの審査結果の確認、交付金の交付
- (10) その他推進事業の実施に必要な事項

(6) 法制化後の推進体制

○ 法制化後においても、都道府県知事は、多面的機能支払の効果的な推進を図るため、地 域毎の多様な特性を踏まえ、多様な主体が参画する推進組織を設立(要綱別紙4の第1)。

(H26年度まで:地域協議会の業務)

- (1) 普及推進・指導に関する業務
- (1) 活動組織や市町村に対する説明会の開催
- ② 活動組織に対する指導・助言 (技術指導、事務的支援を含む。)
- ③ 手引き、広報資料等の作成
- (2) 交付・申請に関する業務
 - ① 採択申請の審査・採択
 - ② 活動組織への交付額等の通知
 - ③ 活動組織への交付金の交付
- (3) その他
 - ① 活動組織の法人化及び事務支援組織の 設立支援
 - ② その他必要となる事務 (本交付金の実施に必要なる各種調査等)

(法制化後の推進組織が担うことができる業務)

- (1) 普及推進・指導に関する業務
 - ① 活動組織等に対する説明会の開催
- ② 活動組織に対する指導・助言 (技術指導、事務的支援を含む。)
- ③ 手引き、広報資料等の作成
- (2) 交付・申請に関する都道府県・市町村事務の支援
- ① 事業計画及び広域協定の審査
- ② 実施状況の確認
- ③ 交付申請書類に係る書類の審査
- (3)その他
- ① 活動組織の法人化及び事務支援組織の 設立支援
- ② その他必要となる事務 本交付金の実施に必要となる各種調査等 各種都道府県・市町村事務の支援
 - ・市町村データのとりまとめ支援
 - 市町村確認事務に係る支援

(7) 推進体制の規定・推進交付金の交付ルート

(推進交付金の交付ルート) 地方農政局等 を付 申請 都道府県 で 申請 市町村 推進組織

(参考) 農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する基本指針(案)

- 第4 前三号に掲げるもののほか、農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する重要事項
- 1 推進体制の整備に関する事項

農業者団体等による各種の取組の効果的な促進を図るためには、地域毎の多様な特質を踏まえ、農業者団体等に対し、地域環境や営農の状況、取組の実態等に応じたきめ細かい指導・助言等の支援が適切に行われることが必要である。

このためには、都道府県、市町村、農業団体等多様な主体が参画し、総合的な観点から農業者団体等に対し、これまでの農地・水保全管理支払等における支援の知見や推進体制の活用等による、地域の実情を踏まえた支援を行うことのできる推進体制を各都道府県において整備することが必要である。

(参考) 日本型直接支払における主な事務負担の軽減

- 〇 既存の活動計画書等を活用して、事業計画書を作成。
- 多面的機能支払、中山間地域等直接支払、環境保全型農業直接支払の共通様式を作成し、3支払一括での申請、報告等を可能とし、事務手続を簡素化。
 - 交付申請書
 - 事業実施計画書(実績報告書)
 - 事業計画(事業計画の変更)の認定通知
 - 実施状況報告書

等

- また、これまで市町村・地域協議会と活動組織の間で別々に行っていた協定 の締結及び採択申請を、市町村による事業計画の認定に一本化(市町村との協 定締結は不要)。
- これまで交付金の交付・申請事務等を担ってきた地域協議会を、引き続き、活動組織や地方公共団体の事務を支援する推進組織として位置付け。